



マイナンバー 社会保障・税番号制度

概要資料



愛称：マイナちゃん

平成27年11月版
内閣官房 社会保障改革担当室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

乙第1号証

19

受領書提出済

9

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

20

91

1

マイナンバー制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを交換して得られる**個人番号**を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り返更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①**社会保障分野・税分野・災害対策分野**で利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理に必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは**禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

個人番号カード

- 市町村長は、**顔写真付きの個人番号カード**を交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、**総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めのないものとする。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステム**を使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の**連携キー**として個人番号を用いない等、**個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる**仕組み（マイナポータル）の提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**特定個人情報保護委員会の設置**（第36条）、**罰則の強化**（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第58条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、**所要の措置**を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、**特定個人情報保護委員会の権限の拡大等**について検討を加え、その結果に基づいて**所要の措置**を講ずる。

2

マイナンバー制度の仕組み

- ◎個人に
 - ①**悉皆性**（住民票を有する全員に付番）
 - ②**唯一無二性**（1人1番号で重複の無いように付番）
 - ③「**民-民-官**」の**関係で流通させて利用可能な視認性**（見える番号）
 - ④**最新の基本4情報**（氏名、住所、性別、生年月日）と**関連付けられている新たな「個人番号」**を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

③本人確認




- ◎**個人が自分が自分であることを証明するための仕組み**
- ◎**個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み**。
 - ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



3

個人番号カード、通知カードについて

23

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案) 表面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載</p>	 <p>(案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:無料 ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病氣、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

4

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)

(裏面) 個人番号カードの様式(案)

(表面)



■ 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

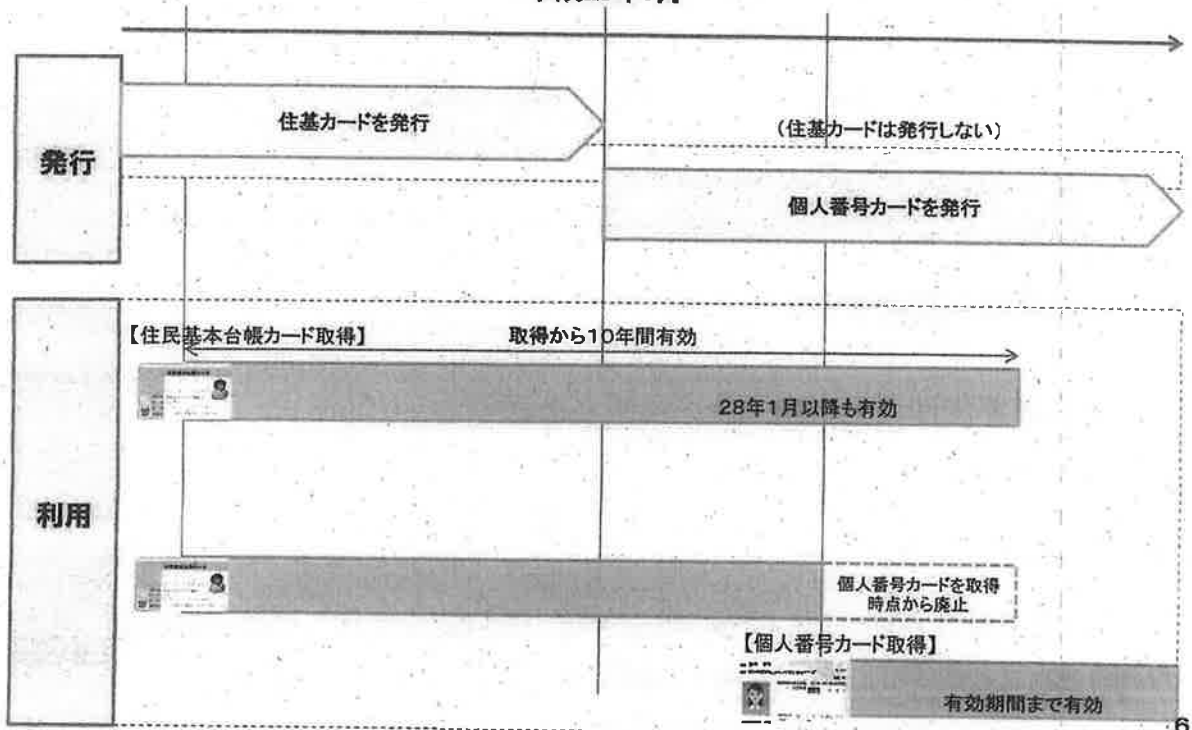
- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

5

24

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



25

6

マイナンバーの利用範囲

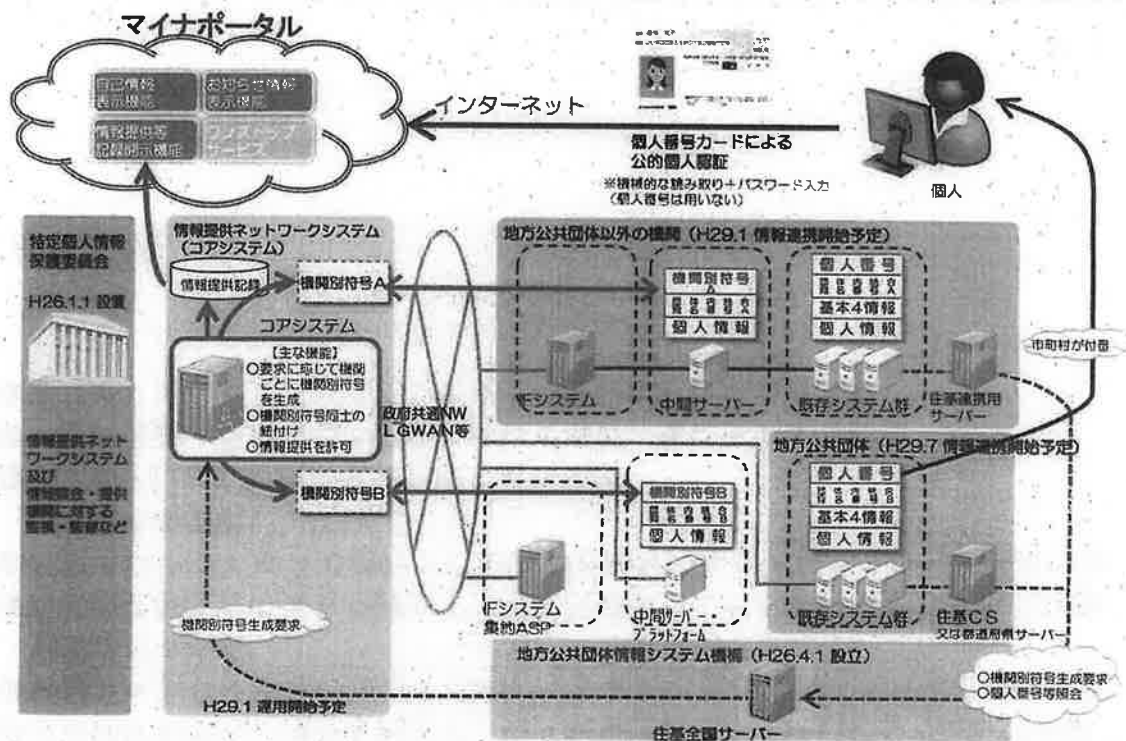
社会 保障 分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等	別表第一(第9条関係)
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等	
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等	
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載、当局の内部事務等に利用。	
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務等に利用。	
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。			

26

7

マイナンバー制度における情報連携の概要

27



8

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



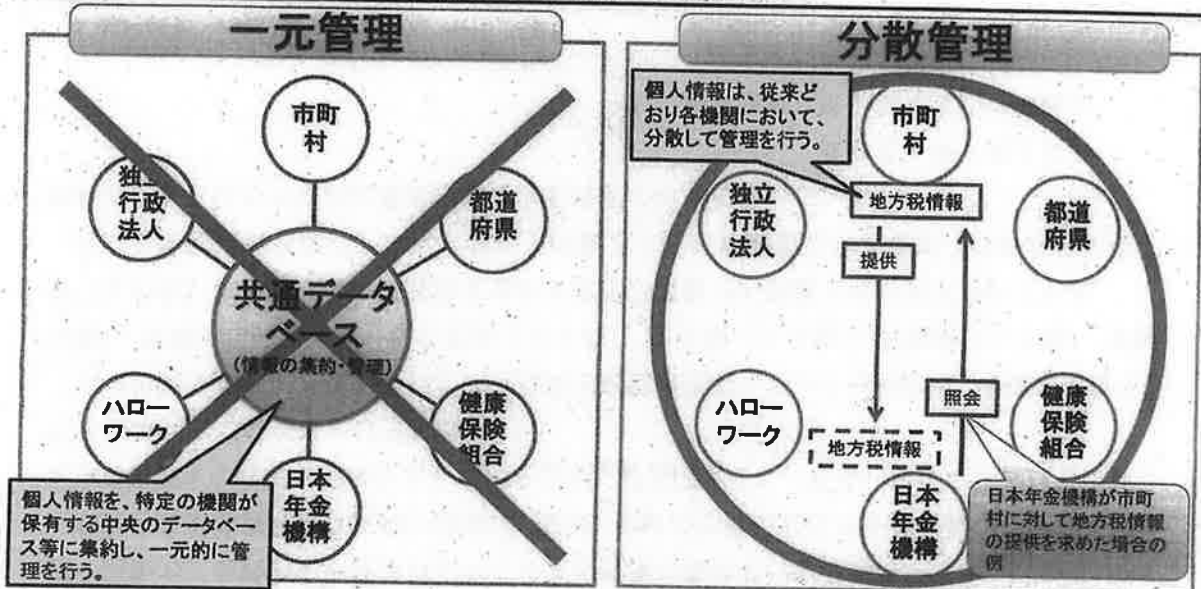
9

28

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



10

マイナンバー制度における罰則の強化

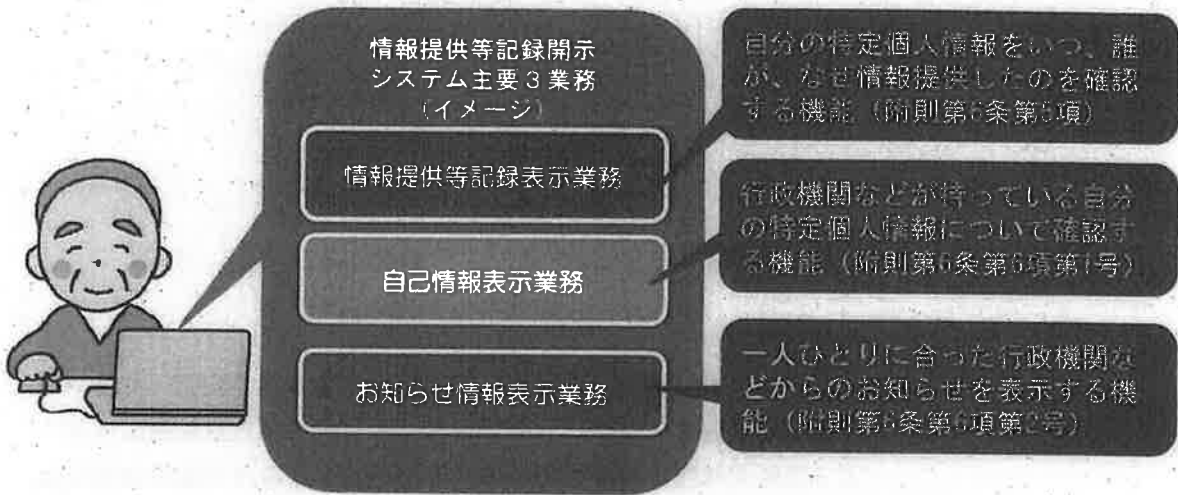
行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
		行政機関個人情報保護法 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-	
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	-	-	同上	
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	-	-	-	(制販販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、職務を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	
6 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金	

11

情報提供等記録開示システム

- ・政府は、法律施行後1年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。
(番号法附則第6条第5項)

31

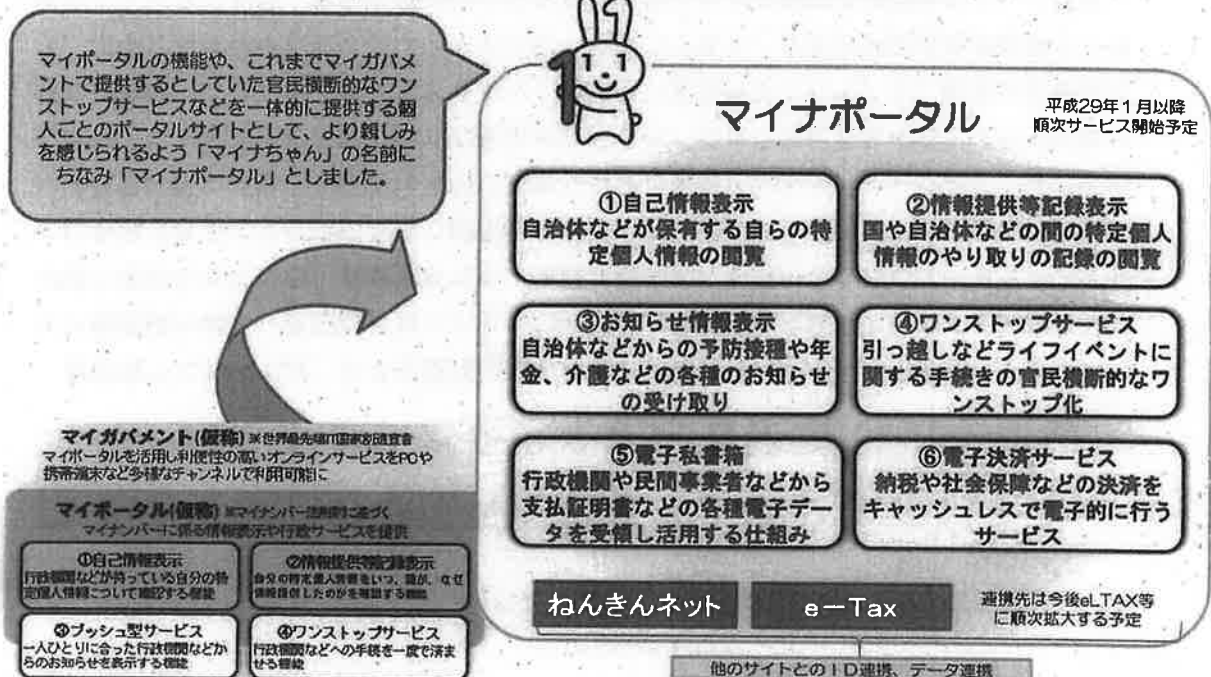


12

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

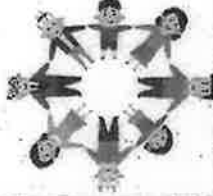
32



13



マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。

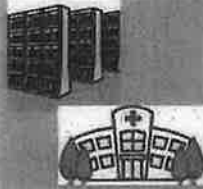


行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

33

個人番号カード



個人番号カードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに！

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能に！

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明書がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



予防接種のお知らせなど個人に合った情報が届きます。

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



将来的には、引っ越しなどの届出がパソコンでまとめて！

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

14

民間事業者での対応

34



15

法人番号の制度概要

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（法58①、②）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる者
 (※) 具体的には、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
 > 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない。（個人事業者、民法上の組合等に対しても、法人番号は指定されない。）

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（法58①）。

- > 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号の生成

- (1) 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。
- (2) それ以外の法人等については、国税庁で独自に法人番号を生成。

4. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（法58④）。

(※) 法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が変更されると法務省等から提供される情報を基に、公表サイトの情報を随時更新。

- > 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

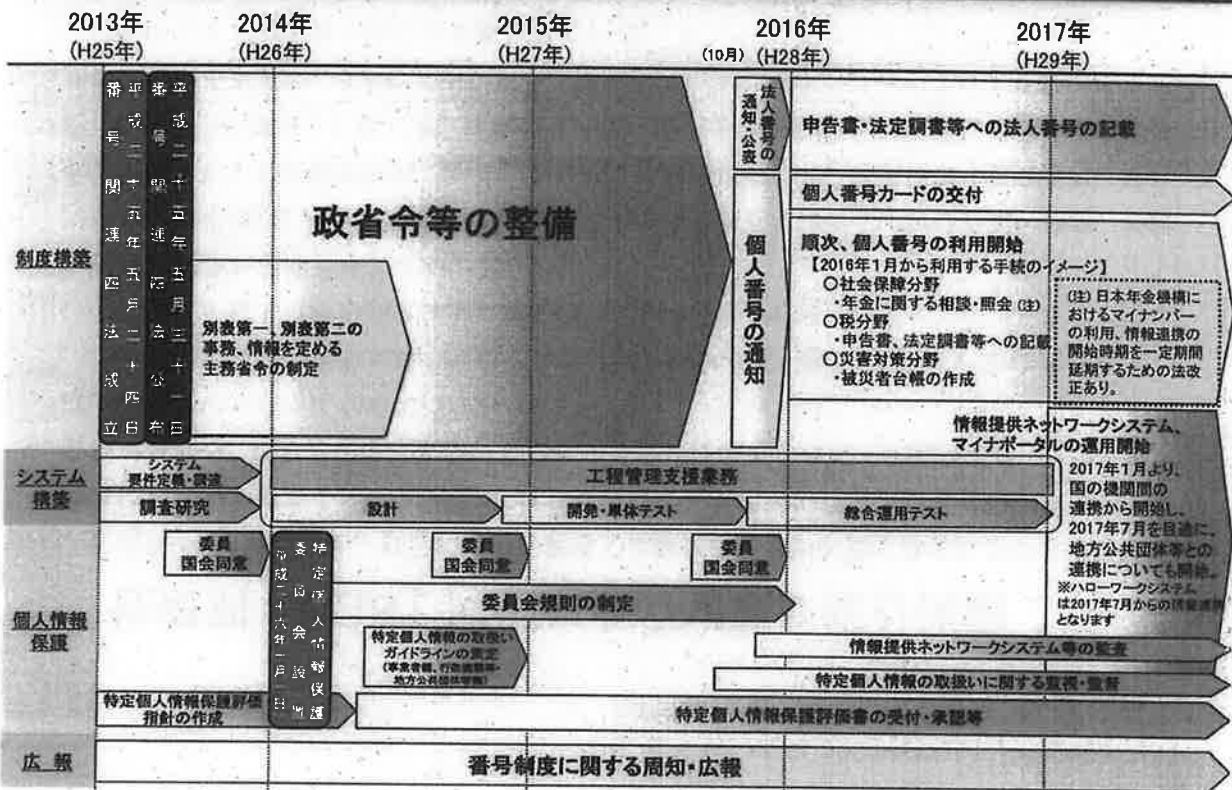
5. 情報の提供

行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求められることができる（法59②）。

なお、基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供。

(※) 行政機関等に対しては、求めに応じて、公表不同意の人格のない社団等の情報も提供。

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)

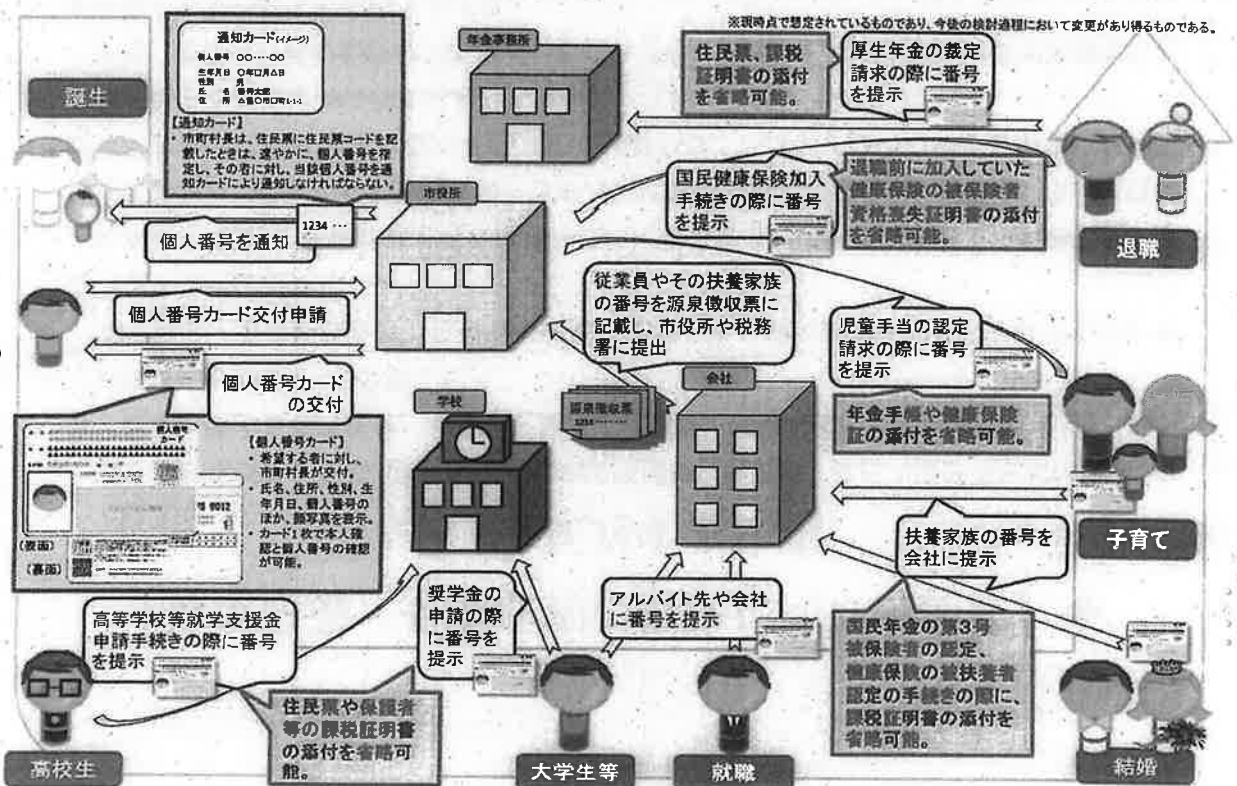


マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)









★:マイナンバー法の改正が必要なもの

	2015年 (H27年) (10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
マイナンバー		【2016年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・社会保障分野(年金に関する相談・照会等) ・税分野(源泉徴収票等への記載) ・災害対策分野(被災者台帳の作成)	▼【2017年1月から】国の機関間での情報連携	▼【2017年7月から】地方公共団体等も含めた情報連携	▼【2018年から】預貯金口座への付番	【★法施行後3年を目途に検討】 社会保障・税・災害対策以外の分野への利用範囲拡大や、民間利用
		【★2019年通常国会(目途)に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置				(▼【★2018年から段階的運用開始】医療等分野における番号)
個人番号カード		【2016年1月から】 個人番号カードの交付 ▼【2016年1月から】国家公務員身分一元化、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す ▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を付与することを検討				
		【2016年から順次】 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用	▼【2017年以降】キャッシュカードやクレジットカードとしての利用の実現に向けて検討			
		【2017年7月目途】 医療保険のオンライン資格確認システム整備		【2017年7月から】 健康保険証としての利用		
マイナポータル			【2017年1月から順次】 マイナポータルの運用開始 ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保障料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス(引継・死亡等のライフイベントなど)の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大	▼【2018年を目途】 特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能		
			▼【2017年7月以降】 子育てワンストップサービスの検討			
			【2017年1月から順次】 情報提供等記録照会システムの運用開始 (情報提供等記録の確認・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス)			

マイナンバーの利用例



主要諸国の番号制度

	 ドイツ	 イギリス	 アメリカ	 スウェーデン	 オーストリア	 フランス	 デンマーク	 韓国
制度の名称	納税者番号制度	国民保険番号	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (制作為)	9桁の番号	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (制作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、制作為 な数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)
対象対象	全ての居住者 (外籍からの 居住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※海外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録番号等 で管理	・フランスで出生 した全ての国民 ・フランスの社会 保険制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 国民のもとデンマ ークで出生した者、 電子社会保険済に 出生又は再登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補償年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請書 あり) ※韓国に90日以上 滞在する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外期間に は国内居住者 番号を付与
身分証明書 (カード等)	eIDカード (IDカード) (納税者番号の 記載なし)	国民保険番号カード ※国民IDカード (2006年に導入された が、生体認証情報を含 む個人情報の一元管理 による人権侵害を危惧 されたため、2010年に 廃止)	社会保障番号証 (紙証)	なし (19歳以上の本人 が申請すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (IDカード等の 物理的媒体では なく考え、 要件を満たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴァタルカード (IDチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止、国民 登録IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は紙制 度、現在ID カードへの移行 を計画中)
利用範囲	税務	税務、社会保険、年金 等	年金、医療、 その他社会保険、 行政サービス受給 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス受給 の本人確認など	年金、医療、税務など、 計26の業務分野で情報 連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税務など

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣府情報連携技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所委託)2007年1月)等を基に内閣府社会保険改革担当室で作成。
 (注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは適宜とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したのち、全国民へ個別IDを付番したものと、納税者番号制度を記載。

資料3

別紙3

個人番号カードの概要について



乙第4号証

39

9

40

個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面



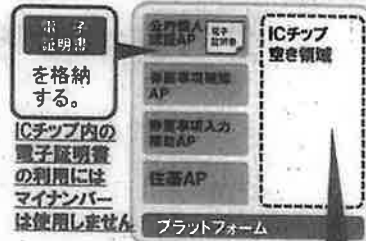
○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



○ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成



ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しません

市町村等が用意した独自アプリを搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

103

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 花子
住所 ○○県□□市△△町◇◇丁目○番地▽▽号
平成元年3月31日生 性別 女
〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

個人番号カード交付申請書
個人番号 1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名 花子
住所 ○○県□□市△△町◇◇丁目○番地▽▽号
生年月日 平成5年3月31日 性別 女
〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

10000019 01/01
3190110000019#

【おもて面】

個人番号カード交付申請書

マイナンバー

顔写真貼付欄
サイズ (縦 4.5cm × 横 3.5cm)
申請日 年 月 日
申請者氏名 (自署) 印
〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒 〒〒〒〒

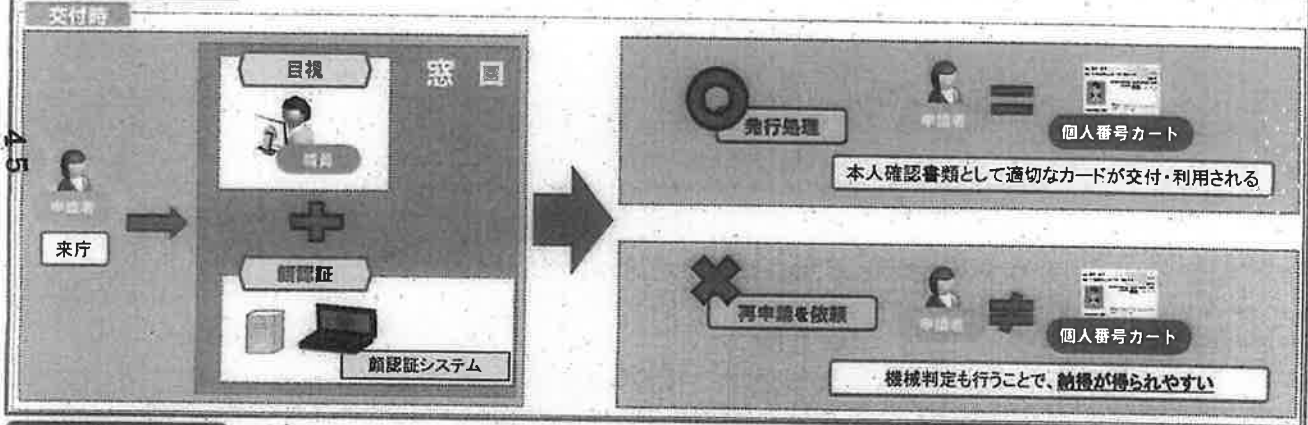
【うら面】

個人番号カード交付時における顔認証システムの活用について

目的

- 多くの国民が、日常的に多くの場面で、本人確認書類として活用する個人番号カードに貼付される顔写真については、所持者との同一性を容易に識別できる適切なものとするのが重要
- 個人番号カードに貼付される顔写真と申請者との同一性の判断は、カード交付時に市区町村において、目視及び顔認証システムによる判定を併せて行うこととなるが、判断にあたっては、顔認証システムを積極的に活用することにより、不適切である個人番号カードの発行を確実に防止

活用イメージ

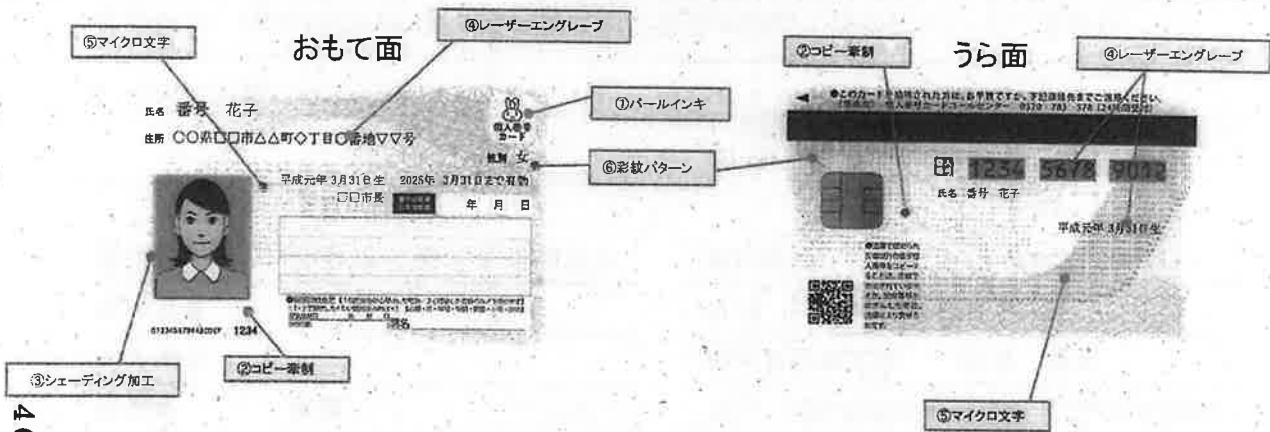


メリット

- ① 厳格な同一性の確認を行うことにより、個人番号カードの本人確認書類としての信頼性を高めることができる。
- ② 仮に不適切なカード貼付写真があった場合に、再申請が求められる申請者にとって、納得感が得られる手続となることから、国民の満足度向上にも資する。
- ③ 申請者に対し、再申請の依頼を行う市区町村において、申請者の納得を得やすくなることから、事務負担の軽減が期待できる。

5

個人番号カードのセキュリティ対策について（券面）

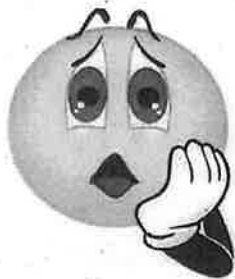


46

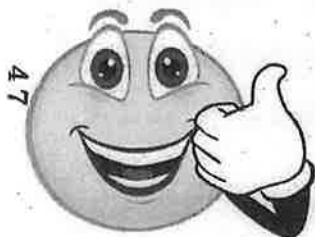
セキュリティ対策	内容と必要性
①パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難。
②コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、真正な個人番号カードのコピーであることが判別できる
③シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
④レーザーエングレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる
⑤マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
⑥彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

6

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

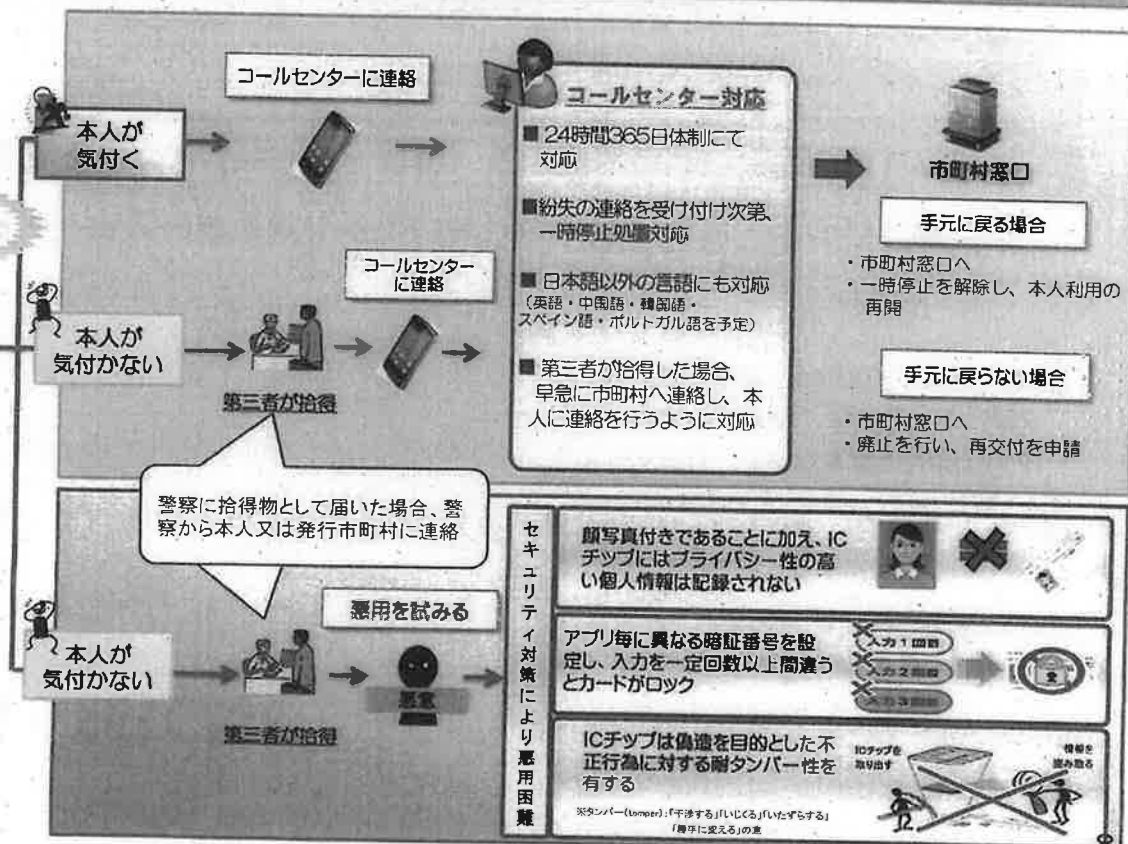
- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報(※)は記録されない。



個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失

48



個人番号カードに関するウェブサイト・コールセンターについて

総務省

『マイナンバー制度と個人番号カードのご案内』（総務省ホームページ内）

個人番号カード・通知カード・公的個人認証サービスの電子証明書等の概要や、東日本大震災被災者・DV等被害者等やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方の居所登録について案内。

ウェブサイト： で検索。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

『個人番号カード総合サイト』

個人番号カードの申請・交付方法、通知カード・個人番号カードに関するよくあるご質問等について紹介。

ウェブサイト： で検索。(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)

個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)

通知カード・個人番号カードに関する問合せや、個人番号カード機能の一時停止申請の受付を行う。

・平日8時30分～22時00分（平成28年4月1日以降 平日8時30分～17時30分）

・土日祝9時30分～17時30分（平成28年3月31日まで）

・年末年始を除く。

・個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け。

・一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ。

・ナビダイヤルは通話料が発生。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（創造宣言）

「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③ マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（工程表 1/2）

「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」改定

（平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(1) 地方創生IT利活用促進プランの推進

○国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上

・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。

・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る環境を整備する。

○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

・ マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナンバー制度の導入

・ 2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。

○マイナポータル構築・利活用

・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

11

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（工程表 2/2）

○個人番号カードの普及・利活用の促進

・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する（電子証明書を含めて初回交付無料）。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。

・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。

・ 2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。

・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。

・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。

・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。

・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。

・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。

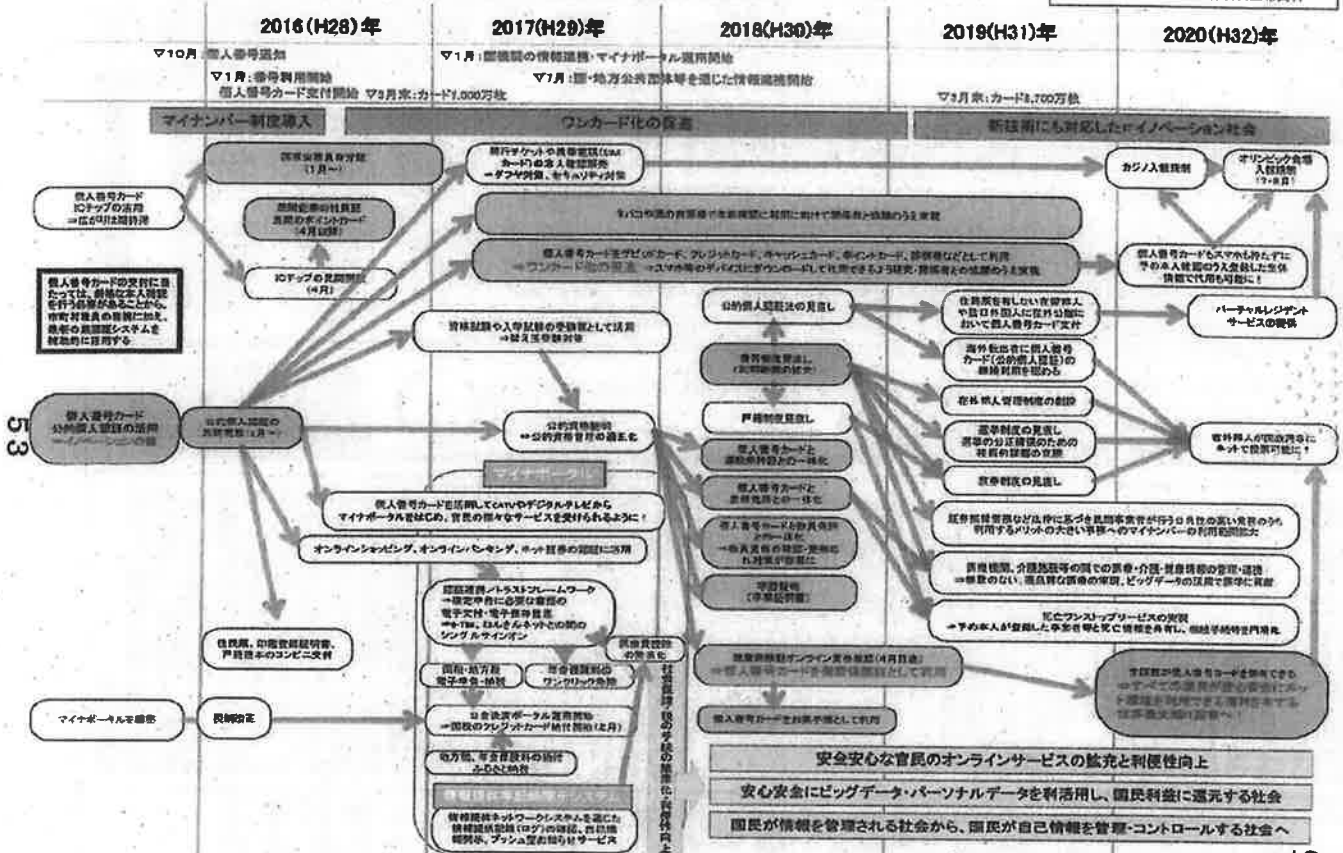
・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。

・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。

12

マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)

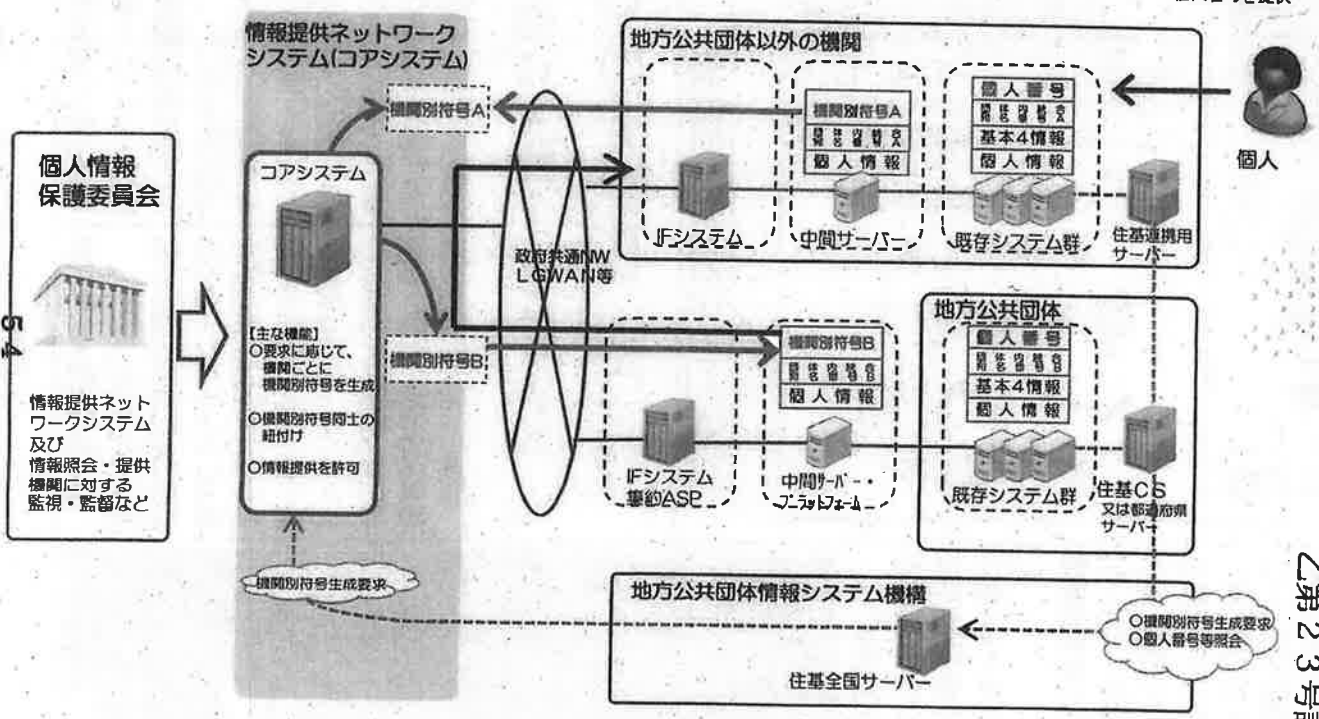
2015年5月20日
第9回マイナンバー等分科会配布資料



マイナンバー制度における情報連携のシステム概要

別紙4

個人番号を提供



乙第23号証 11

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。情報提供ネットワークシステムで保持する特定個人情報については、業務上必要最小限のものとすることで、特定個人情報の一元管理・把握を回避する。また、番号法上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

評価実施機関名
総務大臣

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
平成26年12月2日
公表日
平成29年5月30日

[平成28年1月 様式4]

項目一覧

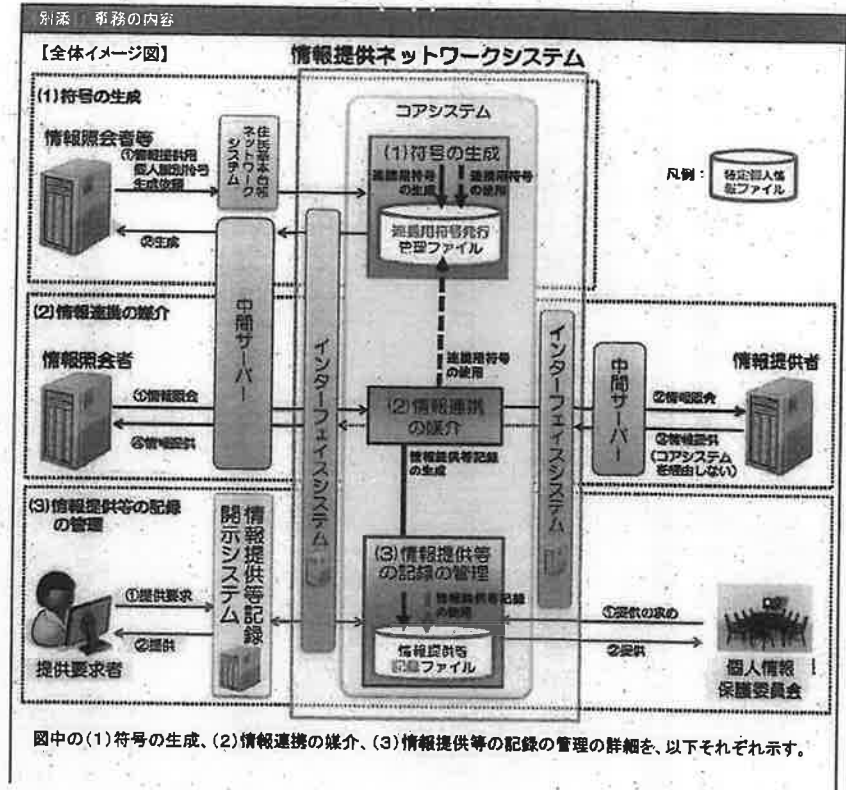
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

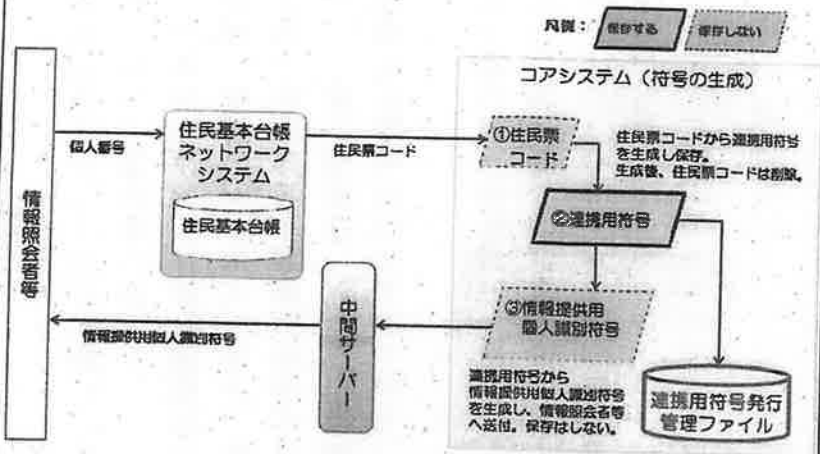
1 特定個人情報等の取り扱いについて													
①事務の名称	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務												
②事務の内容	<p>社会保障・番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・福祉の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。個人番号の利用は、より公平・公正な社会、社会保障がゆめ、ゆめのかつめに行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現を旨として行われるものである。情報提供ネットワークシステムは、行政等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報の正確かつ適切な管理を行うための取組となるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共団体の情報関係者又は情報提供者(以下「情報関係者等」という。)がそれぞれの事務を遂行するために必要な情報を分けて管理することとし、情報関係者等が保有していない個人情報を必要とする場合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特定の情報関係者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しなものとする。情報提供ネットワークシステムにより実施する事務は、次のとおりである。</p> <p>(1) 番号の生成(根拠法令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号、以下「番号法施行令」という。)第20条) 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて番号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を行う際に番号を用いることにより、万が一、番号が漏えいした場合でも、番号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、情報提供ネットワークシステムは、情報関係者等からの依頼を受け、各種番号(識別番号、情報提供用個人識別番号)を生成する。</p> <p>(2) 情報連携の媒介(根拠法令:番号法第21条) 情報関係者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報関係者・提供の媒介を行う。情報の一元管理を防止するため、本業務においては、情報提供用個人識別番号を用いて特定個人情報の照会・提供に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。 また、番号法で定められた範囲(番号法第21条第2項)を超えて情報連携を行うことを防止するため、情報提供連携が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護委員が適切に実施されていることを確認する。また、情報関係者等が情報連携を行う際、情報関係者の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で定められた事務等の範囲であることを確認する。なお、番号法で定められる範囲を超えている場合は情報連携を行わない。</p> <p>(3) 情報提供等の記録の管理(根拠法令:番号法第23条) 番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保存することができる。情報提供等の記録を参照することで、いつでも特定の個人情報が照会・提供されたのかを把握する項目などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。 情報提供等の記録を参照する。また、番号法第35条第1項の規定により、個人情報保護委員会から照会を求められた場合には、番号法第10条第12号の規定により、特定個人情報提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。 番号法第35条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への照会については、犯罪捜査を目的としたものではない。</p> <p>(※)平成26年7月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定。当該システムにより、自らの特定個人情報などがどのように利用されたのか確認することが可能になる。</p>												
③対象人数	<table border="0"> <tr> <td><選択区></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[30万人以上]</td> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択区>			[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
<選択区>													
[30万人以上]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満											
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満											
	5) 30万人以上												

2 特定個人情報ファイルを取り扱う業務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名	情報提供ネットワークシステム
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステムは、コアシステムとインターフェイスシステムにて構成されている。コアシステムは、情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、(1)番号の生成、(2)情報連携の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の3つの機能を有する。</p> <p>(1) 番号の生成 - 識別番号及び情報提供用個人識別番号は、情報連携の媒介開始前あらかじめ生成しておく必要があり、次の手順により生成する。 - 情報関係者等から情報提供用個人識別番号生成の依頼を受ける。 - 情報関係者等から、住民基本台帳ネットワークシステムを介して、情報提供用個人識別番号生成の対象者の住民基本台帳コードを受領する。 - 住民基本台帳コードを基に、番号法により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別番号等の生成の基となる番号(以下「識別番号」という。)を生成し、識別番号毎に番号管理ファイルに保存する。住民基本台帳コードは識別番号生成後に削除される。 - 識別番号に番号法に基づき、対象者ごとに異なり、情報関係者等ごとに異なる情報提供用個人識別番号を生成し、依頼元の情報関係者等へ送信する。情報提供用個人識別番号は情報提供ネットワークシステムに保存しない。情報提供用個人識別番号の生成は、一連のシステム処理で自動的に実行されており、識別番号管理ファイルにより確認を行うことで、誤った情報関係者等へ提供されない仕組みとしている。 - また、情報連携が行われる際にはその情報連携の記録を情報提供等記録ファイルに保存することとしているが、その際も、個人を特定するために、識別番号に番号法による交換を行うことにより、情報提供等記録用番号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。</p> <p>(2) 情報連携の媒介 - 情報関係者から、情報提供用個人識別番号による情報照会要求を受領する。 - 情報関係者、番号法で定められる範囲(番号法第21条第2項)かどうかの確認を行い、情報提供用個人識別番号及び照会内容を情報提供者へ送信する。 - 情報提供者は、情報関係者に対し、特定個人情報の提供を行う。情報提供者は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムにおいて特定個人情報管理が実行されることを防止する。情報連携の媒介は、一連のシステム処理で自動的に実行されることにより、誤った情報が提供されない仕組みとしている。</p> <p>(3) 情報提供等の記録の管理 - 番号法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する記録を自動的に作成し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、情報提供等の記録に関する提供要求等において個人を識別するものとして、個人番号(マイナンバー)を用いず、情報提供等記録用番号を用いる。情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内で自動的に識別番号から情報提供等記録用番号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。 - 情報提供等記録開示システムを介して本人から提供要求を受領した際に、該当する情報提供等の記録を抽出し、インターフェイスシステムを介して個人情報保護委員会へ送信する。 - 番号法第35条第1項の規定により、個人情報保護委員会から照会を求められた場合には、番号法第10条第12号の規定により、特定個人情報提供することとされており、この規定に基づき、個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。 - 情報提供等の記録を基に、各種統計処理を実施する。</p> <p>インターフェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として情報関係者等となる国や地方公共団体等及び情報提供等記録開示システムの接続開始ごとに設置され、情報関係者等新たなシステムとコアシステム等との接続の役割を担うシステムである。 情報連携を行う場合において、情報関係者はコアシステムを通じて照会を行うこととなるが、情報提供者が情報照会に特定個人情報提供を行う際は、コアシステムを介さず、インターフェイスシステムを介して行われる。これにより、コアシステムに特定個人情報管理が実行されないようになり、情報提供が行われない仕組みとしている。また、情報提供等記録開示システムを介した本人からの情報提供等の記録の提供要求がなされた場合には、コアシステムに保存されている記録を、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムに送信する。インターフェイスシステムは、情報を送信・受信するのみであり、特定個人情報管理は行われない仕組みとしている。</p>
③他のシステムとの連携	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[] 業務システム</p> <p>[] その他 (情報提供等記録開示システム、各情報関係者等のシステム、個人情報保護委員会の監視・監督システム)</p>
システム2~5	
システム8~10	
システム11~15	
システム16~20	

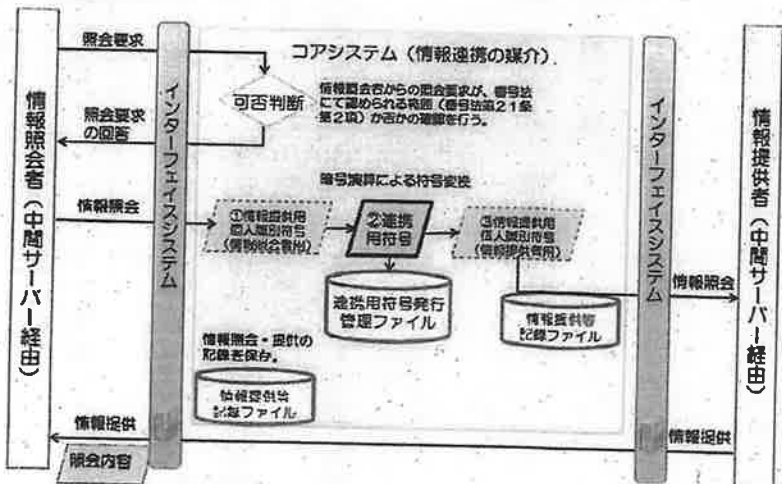
5 特定個人情報ファイル名	
1. 連用符号発行管理ファイル 2. 情報提供等記録ファイル	
4 特定個人情報ファイルをとり扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>情報提供ネットワークシステムの符号の生成機能及び情報提供等の記録の管理機能については、次の必要性から、特定個人情報ファイルとして連用符号発行管理ファイル及び情報提供等記録ファイルを保有する。</p> <p>(1)連用符号発行管理ファイル 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。このため、情報提供ネットワークシステムは各種符号(連用符号、情報提供用個人識別符号)を生成することとしており、①連用符号の重複生成防止、②情報提供用個人識別符号の発行の有無の判定、③障害時等の調査を行うこととを目的として、符号の生成・変換に必要な連用符号管理情報を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p> <p>(2)情報提供等記録ファイル 番号生第23条の規定において、情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項についての情報提供等の記録を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1. 国民の行政手続負担の軽減 社会保障・税に係る行政手続における届付書類の削減が可能である。</p> <p>2. 公正・公平な行政の実現 所得のより正確な把握により、きめ細やかな新しい社会保障制度の設計に資すると期待できる。</p> <p>3. 行政の効率化 情報を電子的に迅速に授受することにより、行政事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や財源を国民サービスにより振り向けることが期待できる。</p> <p>4. 照会請求者等からの照会請求等への対応 照会請求者等は、いつでも情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したことが確認できる。</p>
③個人番号の利用状況	<p>1. 番号法 ・第10条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム) ・第23条第3項(情報提供等の記録) ・第24条(秘密の管理)</p> <p>2. 番号法施行令 ・第20条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取扱い) ・第27条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の届出大臣の届出)</p>
④法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第10条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム) ・第23条第3項(情報提供等の記録) ・第24条(秘密の管理)</p> <p>2. 番号法施行令 ・第20条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取扱い) ・第27条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の届出大臣の届出)</p>
⑤実施の有無	[実施しない]
⑥途中上の根拠	
⑦関係する法令等の名称	
⑧担当	総務省大臣官房個人番号企画課
⑨所属長	官房参事官(個人番号企画課長) 下井定卓
⑩他の関係する関係機関	



(1) 符号の生成



(2) 情報連携の媒介



これは正本である。

令和3年5月27日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 齊藤 貴洋

